

対象者は
申請・提出を

児童扶養手当等の申請や現況届など

①児童扶養手当

父母の離婚などにより児童を養育する父母または養育者に対し、児童が18歳になった後の最初の3月31日（心身に障がいがある場合は20歳未満）まで手当を支給します。

▼**支給要件** ①父母の離婚／②父または母が死亡／③父または母が重度の障がい者で就労不可能／④未婚など

▼**支給月額** 前年の所得により支給月額が異なります。支給要件や月額など詳しくはお問い合わせください。

②特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育する父母または養育者に手当を支給します。

▼**支給要件** ①身体障害者手帳の1級～3級（下肢の障がいは4級まで）程度／②愛護手帳A（Bの一部を含む）／③その他障がいで常に介護が必要

※いずれの場合も福祉施設に入所していないこと。

▼**支給額** 児童1人につき5万2,500円から3万4,970円（障がいの程度によります）

対象者は
忘れずに申請を

介護保険負担限度額認定証の更新

令和元年度の介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和2年7月31日までとなっています。令和2年8月以降も引き続き認定証が必要な人は、8月中旬に忘れないで更新申請を行ってください。

今年度の更新申請の際は、預貯金等を証明する添付書類が必要です。

たか丸くんと学ぼう♪

おもてなし
Omotenashi English

英会話

国際的なおもてなしを学ぼう！

食べに行こう

Lesson12

ワット ア ホット デー
暑いね！

What a hot day !

レッスン ゴー フォー サム
シェーブド アイス
Let's go for some shaved ice.

かき氷を食べに行こう。

たか丸くんのアドバイス
何かをしに行く時に「go for ~」がよく使われるよ。例えば、「散歩に行こう」は「Let's go for a walk」と言うよ。

意見や提案を
お寄せください

津軽広域水道企業団水道用水供給料金算定書（案）へのパブリックコメント制度による意見募集

内の事務所または事業所に勤務する人、④関係市町村内の学校に在学する人、⑤算定書（案）に利害関係を有する人

▼**提出方法** 所定の記入用紙または任意様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の区分（任意様式の場合は上記の①～⑤の該当項目）、件名（「津軽広域水道企業団水道用水供給料金算定書（案）へ意見」など、任意様式のみ）を必ず明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-0342、黒石市大字石名坂字姥懐2、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課宛て

②津軽広域水道企業団津軽事業部へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

③ファックス…53-2983

④Eメール…tugaru@tusui.jp

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▼**意見の公表など** 寄せられた意見などは、算定書策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を企業団のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■**問い合わせ先** 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課（☎ 52-6033）

もしものために
ぜひご利用を

「弘前市安心カード」をご利用ください

シール

▼**使用方法** 安心カードに、持病やかかりつけ医、内服薬、緊急連絡先などを記載し、記載したカードを保管容器に入れて冷蔵庫に保管します。たか丸くんシールは、冷蔵庫内に安心カードが存在することを示す目印として玄関扉の内側に貼ってください。



■**問い合わせ先** 弘前地区在宅医療・介護連携支援センターそよかぜ（弘前市医師会、☎ 32-2371）／介護福祉課自立・包括支援係（☎ 40-4321）